

第97期中間決算公告

平成30年11月30日

大阪市北区茶屋町18番14号
株式会社池田泉州銀行
取締役頭取兼CEO 鵜川 淳

中間貸借対照表（平成30年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	662,672	預金	4,944,462
コ一ル口一ン	1,382	債券貸借取引受入担保金	130,826
買入金銭債権	69	借 用 金	113,066
商品有価証券	172	外 国 為 替	722
金銭の信託	26,910	社 債	10,000
有価証券	754,380	そ の 他 負 債	19,986
貸出金	3,886,673	未払法人税等	474
外国為替	5,327	リ一ス債務	23
その他の資産	66,488	資産除去債務	625
その他の資産	66,488	その他の負債	18,861
有形固定資産	35,879	賞与引当金	1,300
無形固定資産	5,272	退職給付引当金	31
前払年金費用	9,795	役員退職慰労引当金	7
繰延税金資産	7,090	睡眠預金払戻損失引当金	568
支払承諾見返	8,678	ポイント引当金	147
貸倒引当金	△7,804	偶発損失引当金	797
投資損失引当金	△1,768	支払承諾	8,678
		負債の部合計	5,230,598
		（純資産の部）	
		資 本 金	61,385
		資 本 剰 余 金	104,185
		資 本 準 備 金	23,927
		そ の 他 資 本 剰 余 金	80,257
		利 益 剰 余 金	55,569
		利 益 準 備 金	10,531
		そ の 他 利 益 剰 余 金	45,037
		繰越利益剰余金	45,037
		株 主 資 本 合 計	221,140
		その他の有価証券評価差額金	9,597
		繰延ヘッジ損益	△113
		評価・換算差額等合計	9,484
		純資産の部合計	230,624
資産の部合計	5,461,223	負債及び純資産の部合計	5,461,223

中間損益計算書 (平成30年4月1日から
平成30年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		40,588
資金運用収益	25,083	
(うち貸出金利息)	(20,264)	
(うち有価証券利息配当金)	(4,553)	
役務取引等収益	7,927	
その他業務収益	2,816	
その他経常収益	4,760	
経常費用		36,806
資金調達費用	2,648	
(うち預金利息)	(881)	
役務取引等費用	4,064	
その他業務費用	5,437	
営業経費用	21,645	
その他経常費用	3,010	
経常利益		3,782
特別利益		20
特別損失		47
税引前中間純利益		3,754
法人税、住民税及び事業税	△184	
法人税等調整額	319	
法人税等合計		134
中間純利益		3,620

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等（株式及び投資信託については中間決算日前1カ月の市場価格等の平均）に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は30,888百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年～12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(7) ポイント引当金

ポイント引当金は、ポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(8) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジ又は時価ヘッジによっております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

10. 連結納税制度の適用

当行及び親会社並びに一部の連結される子会社は法人税法（昭和40年法律第34号）に規定する連結納税制度を適用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額

19,308百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は638百万円、延滞債権額は27,882百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は48百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,765百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は33,335百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。

これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、17,966百万円であります。

7. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 平成26年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、18,970百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	309,611百万円
その他の資産	110百万円

担保資産に対応する債務

預金	4,054百万円
債券貸借取引受入担保金	130,826百万円
借入金	100,612百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券9,030百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、中央清算機関差入証拠金20,000百万円、先物取引差入証拠金2,483百万円、保証金4,523百万円及び先物取引負担金503百万円が含まれております。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、727,874百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が712,251百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 45,858百万円

11. 社債は、劣後特約付無担保社債であります。

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は7,974百万円であります。

13. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準）は、9.94%であります。

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益2,664百万円、貸倒引当金戻入益1,415百万円、償却債権取立益157百万円及び金銭の信託運用益89百万円を含んでおります。

2. 「その他経常費用」には、貸出金償却2,460百万円、金銭の信託運用損162百万円、保証協会負担金186百万円及び睡眠預金払戻損失引当金繰入額56百万円を含んでおります。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」を記載しております。

1. 満期保有目的の債券（平成30年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	9,000	9,034	34
	小計	9,000	9,034	34
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		9,000	9,034	34

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成30年9月30日現在）

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものは該当ありません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、以下のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	19,308
関連法人等株式	0
合計	19,308

3. その他有価証券（平成30年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	39,240	16,921	22,319
	債券	158,317	157,958	359
	国債	71,132	70,974	158
	地方債	13,572	13,491	81
	短期社債	—	—	—
	社債	73,612	73,491	120
	その他	38,647	35,995	2,651
	小計	236,206	210,875	25,330
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,912	3,449	△537
	債券	231,135	231,387	△251
	国債	—	—	—
	地方債	38,120	38,177	△57
	短期社債	—	—	—
	社債	193,014	193,209	△194
	その他	246,807	258,308	△11,500
	小計	480,855	493,145	△12,289
合計	717,062	704,021	13,041	

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額（百万円）
株式	4,632
組合出資金	4,371
その他	5
合計	9,009

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、取得原価に比べて時価が50%以上下落した場合、または、時価が30%以上50%未満下落した場合においては、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の信用リスク等を勘案した基準により行っております。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託 (平成30年9月30日現在)
該当ありません。
2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成30年9月30日現在)
該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	9,029 百万円
繰越欠損金(注2)	6,363
有価証券評価損	5,638
投資損失引当金	540
減価償却費	636
賞与引当金	397
退職給付引当金	9
その他有価証券評価差額金	675
その他	2,663
繰延税金資産小計	25,955
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△3,516
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△10,781
評価性引当額小計(注1)	△14,297
繰延税金資産合計	11,657
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△3,455
退職給付信託返還株式	△647
前払年金費用	△271
未収配当金益金不算入	△135
その他	△57
繰延税金負債合計	△4,566
繰延税金資産の純額	7,090 百万円

(注1) 評価性引当額が1,438百万円減少しております。この減少の主な内容は、将来減算一時差異等に関する評価性引当額の減少によるものであります。

(注2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
当中間会計期間 (平成30年9月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(*1)	729	140	—	—	—	5,494	6,363
評価性引当額	△458	△140	—	—	—	△2,916	△3,516
繰延税金資産	270	—	—	—	—	2,577	(*2)2,847

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(*2) 税務上の繰越欠損金6,363百万円について、繰延税金資産2,847百万円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断しております。

(表示方法の変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当中間会計期間から適用し、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	4,364円83銭
1株当たりの中間純利益金額	68円51銭

(重要な後発事象)

該当ありません。